

大東文化大学 博士学位論文審査報告書

氏 名 NANG SENG HONG (ナン センホン)

学 位 博士 (英語学) 課程博士 (甲)

審査研究科 外国語学研究科

論文題目 The Language of Democracy and Federalism in Burama
and It's Divorce from True Concepts : The Way Forward for
—The Burmese Federation—

論文審査委員：(主査) 大東文化大学教授 Jeffrey Johnson

(副査) 大東文化大学教授 北林 光

(副査) 大東文化大学准教授 Gabriel Lee

(副査) 島根県立大学 三浦 邦彦

博士論文 審査報告

この部分に掲載されている内容については、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨に関する箇所では無い為、加工がされておりますので、ご了承願います。

この部分に掲載されている内容については、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨に関する箇所では無い為、加工がされておりますので、ご了承願います。

2. 研究の対象・目的・方法

ナンセンホン氏の論文は語彙使用の研究に関して、少数派ミャンマー国民のための政治情勢の分析を試みている。政府(過半数のミャンマー民族を代表している)と他の民族集団との間に、理解に関する有意差があると、氏は主張している。これらの語がどのようにビルマ語と少数民族言語の出版物で実際の用途に現れるかについて、氏の方法論は集中している。

憲法に関しては、民主主義の祖先と言われ、世界一の連邦国家発展国であるアメリカ合衆国憲法の構成を連邦の基準を通して研究をした。更にインドの憲法と連邦、またエチオピア憲法の構成を分析した。1947年、1974年、2008年に制定されたビルマ憲法をそれぞれ研究し、ビルマ憲法は民主的憲法であるかどうかを追跡した。民主主義の基準と連邦の構成を研究しながら、ビルマの民主主義と連邦の比較をした。軍事政権の宣言、スピーチ、ミャンマー英字新聞の記事で表現されたデモクラシーの意義を分析した。また、少数民族の宣言とインタビューからデモクラシーと連邦に関して、どのような理解があるかを追跡した。

3. 論文の構成、内容

ナンセンホン氏の博士号対象論文「The Language of Democracy and Federalism in Burma and Its Divorce from True Concepts: The Way Forward for the Burmese Federation」では民主主義に関して連邦と憲法の結びつきについて考察を行った。

Chapter 1: Introduction

The United States of America

India

Ethiopia

Burma

Chapter 2: Literature Reviews

A History of Federalism

Why is Federalism Essential?

Democracy and Constitution

American Constitution and Federalism

Ethiopia Constitution and Federalism

- Self-Determination and Secession**
- Chapter 3: Historical Background**
- The Colonial Period 1824-1948
 - After Independence 1948-1962
 - The Socialist Period in Burma 1962-1988
 - Military Rule Period 1988-2008
 - The 2008 Myanmar Constitution
- Chapter 4: Methodology and Research Questions**
- Data Sources**
 - The Selection of Materials
 - Analysis of Data**
 - Burmese 1947 Constitution
 - Burmese 1974 Constitution
 - Myanmar 2008 Constitution
 - Analysis of the New Light of Myanmar**
 - Democracy as a Noun
 - Democracy as a Noun (Positive)
 - Democracy as a Noun (Negative)
 - Democracy as a Noun (Neutral)
 - Democracy as an Adjective
 - Democracy as an Adjective (Positive)
 - Democracy as an Adjective (Negative)
 - Democracy as an Adjective (Neutral)
 - The Use of Democratic
 - Democratic (Positive)
 - Democratic (Negative)
 - Democratic (Neutral)
 - Sympathetic Federalism
- Chapter 5: Results**
- Burmese 1947 Constitution
 - Burmese 1974 Constitution
 - Myanmar 2008 Constitution
 - News Light of Myanmar
 - Sympathetic Federalism
- Chapter 6: Discussion**
- Chapter 7: Conclusion**
- Chapter 1:** 主としてアメリカ憲法と連邦の研究、アジアの民主国家であり成功している連邦国家であるインドの成功要因を調査、エチオピアは伝染病、内戦の影響で貧困状態になつたが、国の復旧は早く将来の連邦システムの見本になると見受けられた。インドはビルマ

と同じくイギリスの植民地になったが、連邦国家を設立したのでビルマ連邦国家のために良い参考資料となった。Chapter 2: ビルマの民族紛争内戦は 67 年間続き、その影響と政治対策が原因で多くの貧困問題に喘いでいる。ビルマの抱えている問題は民主主義と政府対策による憲法の危機と言われている。ビルマはイギリスの植民地から独立した後、三つの憲法が作られた。Chapter 3: ミャンマーには 1947 年、1974 年、2008 年に制定された憲法があり、その憲法の歴史を追跡して、連邦の構成を考察している。ビルマの歴史についてミャンマー軍事政権が開始した英字新聞の記事からビルマ軍事政権の民主主義、連邦の意義について分析をした。一方、少数民族の宣言と、スピーチ、インタビューから民主主義と連邦の意義を分析し、民族が要求した多民族国家の構成についても考察を行なった。分析した結果をアメリカ、インド、エチオピアの民主主義、連邦と憲法の実施と比較した。Chapter 4: 1947 年、1974 年、2008 年憲法は民主主義の基準で作られなかったが、1962 年から現在 2015 年まで軍はすべての権利を握っていた。2008 年憲法制定時は連邦を実施する傾向は全くなかった。ビルマ政府は 2008 年憲法によりビルマは民主国家となると発表しましたが、軍事政権の *democracy* に関する理解について分析をして見ると、世界が受け入れている *democracy* ではなく実は制限された *democracy* で実施されている。Chapter 5: 軍事政権下の 2008 年憲法により、少数民族の民族団体が平等権に基づき、それぞれの構成州に関する問題についての自決権を保有しているため、ビルマ連邦を建国できる可能性はなかった。2008 年憲法では上下両院の議席の内 25% は国軍が総選挙に立候補をせずに、軍幹部の命令で国会議員になっている。憲法改善をするとしても、平和的停戦の議論は現状難しいものとなっている。United Nationalities Federal Council(少数民族連邦評議会)は、少数民族の代表として、軍事政権と平和的停戦のために交渉をしているが、少数民族が要求している政治的提案も、軍事政権は交渉の事実を公表していないのである。

4. 審査会における意見

主査のジェフリー・ジョンソン教授の司会によって質疑とコメントのやりとりが行われた。副査の北林光教授からは「ナンセンホン氏の論文が扱う少数民族の権利と文化を踏まえて、ミャンマーの人々への教育を進めて欲しい」との評価が成された。副査のゲイブリエル・リー教授からは「序章における問題提起が結論の章でははっきりと論じられていない」との指摘が成された。副査の島根県立大学三浦邦彦教授からは「データ処理の一貫性についての指摘、またデータの扱いに関しての正当性」への評価がなされた。

結論

以上の審査内容、評価に基づき、本論文を審査対象とする学位論文審査委員会は、全員一致をもって、本論文は博士（英語学）の学位を授与するに値するものと判断し、ここに報告する。